

大規模・中規模開発事業見解書

2025 年 9 月 4 日

(宛先) 鎌倉市長



事業者 住所 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地
氏名 株式会社 プロスパイラ
代表取締役 斧 純也 印
電話 044-379-1820
住所 神奈川県藤沢市川名二丁目 1 番 2 号
代理人 氏名 有限会社 イズミ建築設計事務所
国分 良三 印
電話 0466-27-2813

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業の目的		事務所・危険物庫及びゴミ庫各 1 棟の新築
事業区域	地名地番	鎌倉市台一丁目 346 番 1、346 番 5、346 番 6、348 番 8、348 番 9
	面積	4674.94 m ²
意見書番号	意見の内容	意見に対する見解
R7-101-1	別紙参照	別紙参照

■背景

台新町自治会内の商業施設跡地にて、現在建設予定とされている大型の建物である『株式会社プロスパイラ研究所』について、近隣住宅の日当たりが大幅に遮られてしまい1日の日照時間が非常に短く、住民の健康面や住宅の資産価値に大幅に影響があるため本書を持って意見させていただきます。

■意見と要望

まず前提として、現在と変わらない日照時間の担保を強く要望します。住民の健康面と住宅の資産価値に大きく影響が出るための要望となります。

番号	意見の内容	意見に対する見解
1	土地の用途地域としては『工業地域』となっているが、現状は多数の住宅が建ち並んでいるが、なぜ現状に合わせた用途地域の見直しがされていないのか。 本件の真因として、用途地域を現状に合わせた見直しを怠った鎌倉市の責任が大きく、住民の声を取り上げた上での指導と、至急用途地域の変更をお願いする。 『法第55条、法第56条、法第56条の2、法第58条、法第68条』の一覧表で確認すると、土地の用途地域としては『工業地域』となっているが、※2の部分にある工業系建築物（工場、事務所、倉庫）以外の建築物は20mとある。従って、今回の建設については『事務所』となるが工業地域における絶対高さは住宅系の建築に準じて20mが限度であることを強く指導願います。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、事業者としましては法令・条例に基づき計画致します。
2	2025年5月31日の地域住民への説明会を受けて、建物の変更案の説明がありましたが、依然として『事務所』との記載にも関わらず階高が5.5mと非常に高い。設備の高さが関係するのであれば、一部を吹き抜けにする等の対策をすれば階高を下げられると考える。そうすることで高さ28mも必要なくなるのではないか。 度重なる依頼ですが、『建築基準法施行令135条の3』にある「隣地との関係についての建築物の高さの制限の緩和」の2の条文「特定行政庁は前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤面の位置と隣地の地盤面の位置との間における適当と認める高さに定めることができる」の規定に照らし、建築物の地盤面の再検討を強く希望する。 また、事務所として建築後、仮に再編などがあった場合に、工場になることが無い様に誓約書を作成願います。	階高については、設備機器を平面上目一杯配置しているため、吹抜けを設けるスペースがございません。今後詳細設計を進め、設置する設備機器高さ及び配管の納まりを鑑み、階高を検討致します。 建築物の地盤面については、説明会で回答した通り、敷地出入口よりも高くなければならないため、現状の計画より下げることが出来かねます。（建築基準法第 19 条） また、建築基準法施行令 135 条の 3 は「隣地との関係についての建築物の各部分の高さの緩和」に関する規定です。また 1 項 2 号の条文は、本敷地が隣地よりも 1m 以上低い場合に適用されるものですので、本件には適用されないものと考えます。 事業者は静岡県掛川市及び磐田市に合計約 18 万㎡の土地、及び延床面積約 13 万㎡の工場を所有しており、更に同地での拡張も検討しています。従って本件を工場として利用する計画はございませんので、誓約書等の作成は不要と考えております。
3	日照時間の確保に向けた改善案と要望 ① 少しでも階高を下げるために地下への建設は本当に不可なのか。 ②地盤からの高さ800mmと5階水上梁天端1500mmを限りなく下げられないか。 ③屋根の部分を傾斜にし、少しでも日差しを遮らないような工夫はできないか。 ④上記2、でもあるように階の一部を吹き抜けにして階高を減らせないか。 ⑤北側住宅側に公園を変更し、少しでも建物との距離を離せないか。 別紙の公園配置の変更図面案もご確認ください。 ⑥西側半分は5階建てのまま対策がされていません。危険物庫やゴミ庫、廃油庫等を地下なども含めた移設を行い、建蔽率に余裕を生み出し、5階部分を2か所の駐車場などに移設、全体を4階建て20m以下になるよう要望します。	① 地下の検討を致しましたが、水害等による緊急事態発生時での重要な業務の継続・早期復旧の観点から、実現は難しいと判断致しました。 ② 地盤面から 1FL までの高さは災害対応上変更できかねます。屋上の立上高さは極力低く納めるよう検討致します。 ③ 騒音対策として設備機器を屋上へ設置する計画であるため、傾斜を付けた屋根とすることはできかねます。 ④ ご意見 2 の回答と同様です。 ⑤ 鎌倉市の条例上(※)、公園は管理用車両の通行ができる公道に 4 メートル以上接する必要がございますので、他の位置への移動は致しかねます。 ※鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則 第 30 条第 1 項第 1 号 ⑥ 付属棟の地下を含めた移設については、ご意見 3 ①の回答と同様につき、できかねます。また鎌倉市の条例上(※1)、駐車台数の付置義務があり、駐車場部分への建物の計画はできかねるため建築面積を広げることができません。 また、説明会時の土地利用方針図(変更後)に記載の地上権設定範囲(※2)上には重量がかかる建物の建設はできないため、建築面積を確保できかねます。 ※1 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例 第 32 条(床面積 300 ㎡ごとに 1 台) ※2 鎌倉市を地上権者とし、鎌倉市大船西污水幹線について地上権が設定されています。（別紙参照）

	⑦上記提案後も含めた、『春・秋分の日影図』を『時間毎に』もらえないか。 ⑧住民の不満が解消されるよう、再度説明会を行い納得のできる説明を求めます。	⑦ 資料を作成し、任意の個別対話または説明会にてご提示致します。 ⑧ 位置関係により状況が異なるため、任意の個別対話・説明会等の最適な方法にてご説明するように致します。
4	入口の通路について 鎌倉市台1-13-30の〇〇様宅の一部土地について、329-9番地を『三益商業』に自治会との覚書11条を交わし、交通障害にならない様に道路用地として譲っております。しかし『三益商業』が道路の拡張を放置し、今回株式会社プロスパイラが隅切りを行い道路幅の6mを確保しようとしております。また1.6m幅の残地がありますが、株式会社プロスパイラに所有権が残らない様、鎌倉市が受領してください。公益の為に譲って呉れた土地が、〇〇家にとって接道の障害となる可能性がありますので無理な場合は、残地は返却いただくようご配慮のほどお願いいたします。	条例上(※)、道路幅員 6m 及び隅切りは必要となるため計画しております。 残地については、近隣様から弊社宛に頂いたご意見に基づき、今後鎌倉市と協議し帰属できるか検討致します。 ※鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第 46 条
5	最後に 前回の説明会にて住民の意見を反映した変更は一部で見受けられましたが、納得はできませんでしたので、再度意見を述べさせていただきます。今後に向けた、良い関係性構築の為に日照時間確保のご配慮をお願いいたします。	具体的改善案に対する回答としましては、ご意見 3 に対する見解をご覧下さい。日照時間については研究所として必要なスペースを確保しつつ、プランの検討を進めて参ります。

意見書番号 R7-101-2

開発場所は用途地域が工業地域ですが、すでに北側には個人住宅が建ち並び、実情は住宅地になっています。住宅地の南側に高さ28m全長123.5mの壁の様な建物がたつことにより、秋の彼岸から春の彼岸まで6ヶ月間は、ほぼ日照が遮られてしまいます。健康で文化的な生活を営むため、なんとか建物の高さを低くしてほしいと、申し入れを行いました。5月31日の説明会では建物東側の4階屋上の防音壁を移動させたのみで、西側半分は28.5mの5階建てで日照に対する対応がみられません。

1, 2, 3階の階高が5.5mで4, 5階が4.2mですが、申請目的の事務所としては階高が高いと思います。一般的な事務所の階高は、2.5m～2.8m、一般的な研究室の階高は4mとあり、それを大幅に超えた工場並みの階高となっております。

説明会でお願いをしましたが、再度、下記申し入れをご検討ください。

番号	意見の内容	意見に対する見解
1	当該建築計画地の北側は多数の住宅が建ち並んでいる地域であり、都市計画の用途地域線引き見直しを推し図らず「工業地域」として漫然と放置してきた鎌倉市に責任があると思います。住民の困惑を推し量って、特に強い行政指導をお願いします。 6月7日近隣住民で話し合いを行い、「住居系建物」の絶対高さ制限20m以下を強く要望します。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、事業者としましては法令・条例に基づき計画致します。
2	再度の同様の問題が発生しないように、台新町の用途地域の見直しを申請いたします。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じます。
3	建蔽率が 47%と開示されましたが、60%迄有効に使い建物高さを低くする様検討してください。	建築面積を広げることは、鎌倉市の条例上(※1)駐車台数の付置義務があり、できません。また、説明会時の配置図に記載の地上権設定範囲(※2)上には重量がかかる建物の建設はできないため、建築面積を確保できかねます。 ※1 鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例 第 32 条 ※2 鎌倉市を地上権者とし、鎌倉市大船西污水幹線について地上権が設定されています。 建物高さについては、階高や屋上の立上げ高さ等を検討し、極力低く納められるような方法を検討致します。
4	建築基準法施工例 135 条の 3「隣地との関係について建築物の各部高さの制限の緩和」の 2 の条文「特定行政庁は前項第二号において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが、著しく不相当であると認めるときは、規制で建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤の位置との間において適当と認める高さに定めることができる」の規定に照らし、建築建物の地盤面の再検討を求めます。	建築物の地盤面については、説明会で回答した通り、敷地出入口よりも下げることは出来かねます。(建築基準法第 19 条) また、建築基準法施行令 135 条の 3 は「隣地との関係についての建築物の各部分の高さの緩和」に関する規定です。また 1 項 2 号の条文は、本敷地が隣地よりも 1m 以上低い場合に適用されるものですので、本件には適用されないものと考えます。
5	特に西側半分は高さの減少に何ら対策が取られていません。2カ所の駐車場部分に5階部分を移動させる等、また廃油庫、危険物庫、ゴミ庫等は地下倉庫にし、建蔽率の余裕を生み出し全体を4階建て20m以下にする様強く要望します。	駐車場の移動等、建築面積の確保についてはご意見 3 の回答と同様です。 また地下の検討を致しましたが、水害等による緊急事態発生時での重要な業務の継続・早期復旧の観点から実現は難しいと判断致しました。 建物高さについては、階高や屋上の立上げ高さ等を検討し、極力低く納められるような方法を検討致します。

6	階高が必要なら、必要な部分のみ、吹き抜けにし、全体高さを下げてほしい。 全長 123.5m の建物の 1, 2, 3 階すべてを 5.5m にする必要性に疑問を感じます。	階高については、設備機器を平面上目一杯配置しているため、吹き抜けを設けるスペースがございません。今後詳細設計を進め、設置する設備機器高さ及び配管の納まりを鑑み、階高を検討致します。
7	5 階部分の高さは変更前 28.01m から変更後 27.54 となっているが、その上にエレベーターホールのような約 3m の小屋が追加され、全高は 30m を超えるのではないか。	エレベーターは上部には機器の納まり上、スペースが必要となります。必要最低限の範囲で塔屋を立上げますが、30m を超えないようにし、更に少しでも高さを抑えるよう検討致します。日影への影響については任意の個別対話または任意の説明会や開発事業条例に係る説明会にてご提示致します。
8	水上梁天端の上部は変更前 1.16m から変更後 1.5m と高くなっている。高さを低くする方向に逆行している。断面図では 1.5m がフェンスなら立ち入り禁止にして撤去してほしい。	屋上立上高さは極力低く納めるように致します。屋上機器メンテナンスのため、立入禁止にはできかねます。安全対策として落下防止のために手摺を設置いたしますが、日影に影響の出ない形状にて検討致します。
9	日照を確保するため、屋根を北側傾斜の勾配屋根にしてほしい。	騒音対策として設備機器を屋上へ設置する計画であるため、傾斜を付けた屋根とすることはできかねます。
10	説明会では再度検討する項目が多く、変更された、建築計画について、再度の住民説明会を強く求めます。	位置関係により状況が異なるため、任意の個別対話または説明会の最適な方法にてご説明するように致します。
11	異臭対策を、万全にしてほしい。	鋭意検討致します。
12	現在、井戸水を使っている、飲料として問題のない水質だが、汚染されないか心配です。震災時の町内の飲料水として使用できるか、年に 1 回程度の水質検査を、お願いしたい。	着工前、杭工事後に検査する場合が一般的であるため、着工前、杭工事後に水質検査の実施を検討致しますが、現状の水質、利用されている井戸の位置・深さ等の情報を頂いた上で、対応方法を決定致します。尚、当然のことながら杭施工後は地下水に対する影響が出ない計画と致します。
13	入口市道幅は、5.6m しかありません。 昭和60年9月三益商業と町内会の覚書11条に「乙は乙の敷地に至る進入路の拡幅について速やかに実現する様努力する。」とあり、町内の皆さんの要望も相まって329-9番地を分筆し、三益商業に道路目的として譲りました。そのために物置を撤去し更地にしましたが、三益商業は縁石を残したまま、再三の催促にもかかわらず当該土地をそのまま放置した経緯があります。 今回の計画図ですと、6m 幅を取り隅切りをしています、1. 6m 幅の残地が残り、道路として提供されない見込みです。これまでの経緯を鑑み、市の道路敷として受領していただくよう強く望みます。プロスパイラ所有のまま今後放置されることで、将来公道の阻害要件とならないようご配慮願います。公益のために譲った土地が、我が家にとって接道の障害となる可能性をはらんでおり、大変憂慮しております。場合によっては、残地は返してもらえようご配慮いただければ幸いです。添付図面参照。	条例上(※)、道路幅員 6m 及び隅切りは必要となるため計画しております。 残地については、近隣様から弊社宛に頂いたご意見に基づき、今後鎌倉市と協議し帰属できるか検討致します。 ※鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第 46 条

意見書番号 R7-101-3

番号	意見の内容	意見に対する見解
1	用途地域について まず、本件用途地域が工業地域であり続けることに疑問を感じます。文字通り工業地域とは、どんな工場でも建てられる地域と定義され、工場や関連施設の立地を優先し、騒音・振動・大気汚染・危険物の取扱いを伴うために、学校・病院・ホテルなどは建てられない地域となっております。 現在まで、東海道線の線路以西の工業地域は、かねてより工場であった場所を除き、ほぼ住居系の建物が立ち並んでいるのが実情です。これは数年単位ではなく、数十年前からの流れでもあります。 そもそも用途地域とは、都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としております。概ね5年に一度見直しが入るようですが、住居系の建物が増え続けているエリアにも関わらず、その地域の住環境を保つ方向に行政が舵を切ることなく、用途地域の見直しを怠り続けた市政の怠慢を強く非難します。 結果、住居と工場（株式会社プロスパイラは事務所と試作品の研究所と仰っていましたが、工場機械の高さがあるため、階高を上げなければならないと説明がありました。後日、実際は工場並みの稼働をするのではと危惧しております。）同等の設備を要した建物の建設を許し、文字通り用途の混在を生じさせる結果となったことを、住民として大変遺憾に思います。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、事業者としましては法令・条例に基づき計画致します。 尚、製品を量産する施設ではございません。

2	高さ制限について 中規模開発事業土地利用方針届出書について、株式会社プロスパイラはその目的を「事務所・危険物庫及びゴミ庫」とされています。しかし先日開催された説明会では、加えて「試作品を作成する研究施設」とのご説明もあったかと記憶しております。 その研究施設の建物に占める割合については、全5階中、1~3階を予定しているようですが、鎌倉市で規定している工業系建築物（工場、事務所、倉庫）以外の建築物の高さ制限は20mとあり、当該建物が研究所だとすれば、その20mに該当するのではないかと、また一部だとしても、その分何かしらの制限がかかるのではないかと推察します。	建築物の用途は大きく住居系・商業系・工業系に分類され、研究施設は建築基準法上の主要な用途は「事務所」として扱われます。（大学の研究所等は教育施設になる場合があります。）よって本件は第3種高度地区内の工業系建築物に該当し、20mの制限は受けないものと考えております。ただし、建物高さを極力抑えるよう計画を進めて参ります。
3	平均地盤面について 当該開発事業計画の敷地は、玉縄橋から南東側に、緩く下った先を敷地の入り口と定めており、敷地はその入り口部分を0レベルとして平均地盤面を捉えているようです。 結果、その隣地にあたる山崎跨線橋下の公園地盤面より、約1m高い地盤面となっております。同様に、一部の住居を除き、当該開発事業地周辺の住居の多数が、当該開発事業地の平均地盤面より低位置となっております。株式会社プロスパイラは、接道や排水の問題を理由に平均地盤面を設定しているようですが、地域住民は、一段高い位置から見下ろされる格好となり、地域住民の生活環境に配慮した結果とは思えません。日照権にも直結する問題でもあり、再検討を促したいと考えます。	建築物の地盤面については、説明会で回答した通り、敷地出入口よりも高くなければならぬため、現状の計画より下げることが出来かねます。（建築基準法第19条） 建物高さについては、階高や屋上の立上げ高さ等を検討し、極力低く納められるような方法を検討致します。
4	階高について 本開発事業では開発の目的を主に事務所と届け出ております。一般社団法人日本ビルディング協会連合会にて、990棟を調査した、「平成28年度ビル実態調査（全国版）：9b8607ccb8de1fcc9eadbeeb6432c5a7.pdf」では、小規模から大規模まで一般的な（オフィス）ビルの階高が、平均3.58mとなっております。 また、文部科学省による「「特色あるラボデザインの事例集」の取りまとめについて：文部科学省（令和2年7月10日）」では、国内有数の大学研究室の紹介がされており、数値が確認できた24研究室の平均階高が4.4mとなっております。その他確認できた他大学の研究室でも、階高は約4mの設定が多く、事務所ではなく研究所として考えても、5.5mという階高設定には違和感が残ります。 事業者には、建物図面・各階平面図、実際の天井高、運用に関わる機械機器の大きさなど、より具体的な運用状況を示す材料を、各階ごとにご提示いただき、階高の必要性を立証いただきたいと希望します。 現状は、工場としての階高設定に思えてなりません。逆にいうと、本当に事務所または研究所であれば、今の階高は過分であるとも考えます。建物の運用上の目的については、執行力のある公正証書などで事前に協定を結び、その他の運用を行わない方向で確約をいただければ幸いです。	今後詳細設計を進め、設置する設備機器高さ及び配管の納まりを鑑み、階高を検討致します。資料を作成し任意の個別対話または説明会にてご提示致します。 尚、本件を工場として利用する計画はございませんので、誓約書等の作成は不要と考えております。
5	日照について 前項までに伴い、建物の高さによる実質的な日照権は、用途地域も相まって我々にはその権利を主張することすら許されない状況となっております。しかしそもそも日照権とは、健康で文化的な生活を送るうえで、日本国憲法第25条の生存権を根拠とするものであります。 市民の日照権の要求に応じ、事業者が階高や地下施設の検討をしたとしても、結果、建築資金増との天秤にかけられ、却下されることは想像に難くありません。 用途地域の理解が足りなく、勝手にその場所に住居を構えた方が悪いと切り捨てることなく、鎌倉市民の生存権に関わる重大な事態とお受け止めいただき、弱い立場の市民に寄り添った市政を望みます。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、事業者としましては法令・条例に基づき計画致します。

6	公害（臭気・騒音・夜間稼働・排水など）について 説明会では、主に事務所にも関わらず、臭気が多少する。騒音もある。夜間稼働もあり得ると説明がありました。しかし具体的に数値として、どの程度、どの範囲で、どの濃度、どの大きさなど、発生につき具体的な説明はなく説得力に欠けました。人体に与える影響も分からず、心身ともに健康的な生活を送れる担保が取れないことを危惧しております。 また、同開発事業地の隣地には、井戸が存在します。排水は十分管理されるかと思いますが、現在飲み水として利用できる水質であるため、汚染されることのないよう管理の徹底及び定期的な調査を望みます。	臭気・騒音・夜間稼働については詳細設計を進めた上で資料を作成し、個別対話または任意の説明会や開発事業条例の説明会にてご提示させていただきます。 着工前、杭工事後に検査する場合は一般的であるため、着工前、杭工事後に水質検査の実施を検討致しますが、現状の水質、利用されている井戸の位置・深さ等の情報を頂いた上で、対応方法を決定致します。尚、当然のことながら杭施工後は地下水に対する影響が出ない計画と致します。
7	山崎浄化センター 平成5年に稼働を始めた山崎浄化センターは、下水道の終末処理施設であり、俗にいう汚水処理場であり、俗にいう迷惑施設です。建築計画の際、地域住民の反対を押し切り建設された施設であり、これにより近隣の土地評価は少なからず影響を受け、また、実生活でも度々臭気に悩まされ、その迷惑を耐え忍んできた歴史があります。 また、建設前は、横の広場は地域住民に無料開放と協定を結んでおりましたが、時が経つにつれ施設関係者に退出を迫られたり、休日に門を施錠し入場できなくされたりと、近年は野球場に開放され、当初の協定は反故にされたも同然となり、地域住民の自由な利用には芳しくない状況となっております。 鎌倉市総合計画（一鎌倉ビジョン2034― 一鎌倉ミライ共創プラン2030―：bijyonsoan20240325.pdf）では、“鎌倉に関わるすべての人が、生涯にわたって、お互いを思い、自分らしく、安心して、鎌倉に「住みたい・住み続けたい・訪れたい・関わりたい」と思うまちにしなければなりません。”とその理念を語っております。また、同計画では、土地利用に関しても“都市的土地利用が進む地域においても、自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を進めてきました。しかしながら、人口減少や人口構成・生活様式・産業構造の変化等により、これまでの利用とは異なる土地利用が増加しており、こうした環境下においても快適な生活環境を確保できるよう、今後の土地利用のあり方を示していくことが必要です。”とその指針を示しております。その指針通り、本開発へもご対応いただきたく願います。	鎌倉市に対するご意見の部分については鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じます。 事業者としては、臭気等による問題で近隣の皆様にご不安を抱かれる事がない様、関係法令を遵守すると共に、鎌倉市総合計画(2025年3月素案)を尊重して取り組んで参ります。また定期的に近隣の皆様にご意見を伺いながら改善を図る様に致します。
8	子供について 同鎌倉市総合計画には、“「こどもまんなか社会」の実現を目指している本市として、鎌倉のこどもたちが成長し、幸福になり、そして、鎌倉の持続的な発展につながっていくよう、未来のまちづくりの主役が、自分らしく、かつ、自発的に、まちづくりに関わりたいという想いを大事にしなければなりません。”とあります。 台新町では、近年、子供を持つ家庭の流入が増え、当該開発事業計画地の周辺には以前より子供の数が増えております。前面道路を通学路とする子供も多数おります。 事業者の親会社は、中華人民共和国のAnhui Zhongding Sealing Parts Co.,Ltd.（安徽中鼎密封件股份有限公司）という会社です。可能性として、多数の外国人や、外国人技能実習生の往来も考えられます。 一企業が稼働すると、それだけ多くの社員が行き交うようになり、自ずと子供たちの登下校時の危険は増します。仮に多くの外国人が就労する場合、その出自によって、ルールや常識も異なるため、こちらの想定できないトラブルが生じる可能性も考えられます。外国人労働者を多く抱える他の自治体の苦悩を耳にすると、安全により一層の危機感を持って子育てをする必要性が迫られるかも知れません。 未来のまちづくりの主役である子供たちが、その施設の稼働に伴い、登下校時・在宅時、種々の危険に晒され、健やかな成長を妨げられないよう、行政としての指導徹底を望みます。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じます。事業者として近隣の皆様にご不安を与える事がない様、工事中は施工関係者全員が安全最優先で考え、行動すると共に、本件の稼働後は弊社従業員及び関係者への指導を徹底致します。

9	まちの共創 都市空間について 同鎌倉市総合計画において、都市空間につき、“まちづくりを取り巻く環境が変化しており、全市的な取組に加え、地域ごとの個性を生かしたまちづくりが求められています。まちの魅力や住環境等を維持するため、全市的な視点で、将来都市構造を共有したうえで、「まちづくり条例（平成23年10月6日条例第8号）」等の運用や地域レベルのまちづくりを支援し、適正な土地利用の誘導を図っています。”とあり、その課題として、“現状の土地利用の維持・継承を基本にした適正な土地利用が必要です。地域ニーズに対応しつつ、地域の魅力を引き出し、それを最大限生かすまちづくりの推進が求められています。”とあります。 現状は、住居系建物が多数を占め、新たに工場のような施設が混在することは、地域のニーズにも、地域の魅力にも寄与しているとは思えません。近隣住民のニーズを捉え、最大限生かすまちづくりの推進及び是正を強く求めます。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、事業者としましては法令・条例に基づき計画致します。
10	生活環境と緑地保全及び公園について 鎌倉市総合計画において、生活環境についてこう述べています。”目標とするまちの姿は、人や事業者等の活動による公害の発生や生活環境の悪化が抑制され、誰もが快適で安心して暮らせる生活環境が整っているまち“とあり、主な取組みとして、”公害を防止します 大気・水・土壌等を良好な状態に保持し、人の健康や生活環境に対して被害が生じないよう、事業活動等による公害を防止します。”とあります。 また緑地について、”目標とするまちの姿は、市の主体的な維持管理に加えて、市民の自主的な活動等を通じて、緑地が良好に維持され、また、市街地の緑化が進められることで、緑の機能が十分に発揮され、快適かつ災害に強い都市環境が保全されているまち“とあり、主な取り組みとしては、”②市街地における緑化活動や緑の保全活動を推進します 市民との連携による市街地の緑の環境づくりを推進するため、啓発事業、及び緑地の保全や維持管理を進めます。”とあります。 また公園については、“目標とするまちの姿を、都市公園が市民等の憩いの場所として親しまれ、地域コミュニティの創出や防災、環境負荷の軽減等につながることで、安全で安心できる都市環境が形成されているまち”とあり、主な取り組みとしては、“①都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備します 都市公園予定地の未取得地について用地取得に努めます。用地取得した都市公園予定地について、利用者の多様なニーズや特性に対応した整備を行います。”とあります。 下水道終末処理施設を抱える我々地域住民は、現状も鎌倉市の中で、その辛い状況に耐え忍ばなければならない数少ない市民です。そのバランスを鎌倉市として慮っていただけるのであれば、同開発事業地こそ、生活環境・緑地保全を念頭に、防災の機能を有した市の公園として整備いただくのがふさわしいと考えます、それこそ地域住民として留飲を下げ、鎌倉市を再評価できる事態であると考えます。	鎌倉市に対するご意見の部分については鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じますが、条例に則り敷地の一部を公園として整備し、鎌倉市へ帰属する計画としております。
11	鎌倉市憲章について 鎌倉市憲章（抜粋）に、 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。とあります。 当該地域の住民も、この憲章に庇護され生活していく権利がある市民です。分かりやすく、今ある歴史的遺産や自然を守るのも大事な仕事ですが、そうでない地域の、現に享受する生活環境を守るのも同じくらい大切なことであると思います。 鎌倉市に、大きな企業が仲間入りしてくださることで、税収的に助かる部分はあり、また、その恩恵を我々も得ることになるのでしょう。しかし、我々の失うもの大きさは、他の市民と平等とは到底言えません。 憲法第13条（個人の尊重と公共の福祉）及び第14条（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）において、法の下での平等は保障されているはずです。限られた地域の、限られた市民の意見として黙殺されませんよう、本件に関わる全ての地域住民＝市民のために、鎌倉市の健やかな市政を切に望みます。	鎌倉市に対するご意見のため鎌倉市へ回答依頼をお願いしたく存じます。

[illegible]

工事名称

B03-6

